## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第２８号**
函館市青柳町10番３―601号
債務者　佐々木絵里
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
函館地方裁判所

**平成２９年（フ）第５号**
三重県伊勢市宇治中之切町82―11　コーポ横丁Ｄ号室、住民票上の住所三重県多気郡多気町土羽555番地１
債務者　中西　健二
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２８年（フ）第１７０３号**
さいたま市北区奈良町19番地５　プラザ宮原303
債務者　林　真奈美
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１号**
新潟県長岡市高見町539番地１　ドゥアーレＢ102号室
債務者　柏倉　秀夫
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２９年（フ）第２号**
新潟県長岡市高見町539番地１　ドゥアーレＢ102号室
債務者　柏倉　晶子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２８年（フ）第６７号**
岩手県奥州市江刺区伊手字新田149番地　江寿園、旧住所岩手県北上市臥牛13地割66番地１
債務者　菅　　智子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２８年（フ）第１６９８号**
埼玉県川口市芝樋ノ爪２丁目９番11号　サンコーポ102、旧住所埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目７番43号　野島グリーンハイツ101号
債務者　浅沼　祐司
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１７０１号**
さいたま市見沼区大和田町１丁目1877番地４プトゥリ101、旧住所名古屋市西区大野木１丁目192番地　ラポールＹａｍａｄａ201号
債務者　柴崎　克幸
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第５４号**
埼玉県幸手市栄４番20―102号
債務者　立原裕利子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第６５３号**
埼玉県春日部市大場1072番地11　ＨＧビル302
債務者　植原万里子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第１９号**
埼玉県春日部市備後東５丁目５番53号
債務者　溝端　隆浩
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第４５号**
埼玉県草加市西町747番地６　ワコーレ草加208号、旧住所埼玉県草加市柳島町378番地
債務者　小林京華こと　朴　　京華
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第５０号**
埼玉県春日部市銚子口544番地１
債務者　神田美代子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第１６号**
埼玉県羽生市南８丁目18番地10　高鳥アパート
債務者　宮下　二郎
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第４９号**
京都府福知山市字長田208番地の62　ベルロードＡ103号
債務者　藤原　俊彦
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２８年（フ）第５３８４号**
大阪市東成区中道１丁目12番10―810号、前住所兵庫県西宮市上ケ原八番町11番15―408号
債務者　吉田　隆一
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１１号**
岡山市北区鹿田町１丁目４番15号402、旧住所岡山市北区辰巳７番地109　1004
債務者　高橋　大作
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部